

株式会社トーマン
代表取締役 梶岡博樹
茨城県守谷市松ヶ丘 4-5-11
労働者派遣事業許可番号/派 08-300396
職業紹介事業許可番号/08-ユ-300250

返戻金制度について

○返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 90% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用が終了した場合 | 45% |

返戻金制度は有料職業契約書により別の定めをする場合があります。
また、御社の事由により退職した場合は除かせていただきます。